

**ふくしま県北地域おこし協力隊交流等事業業務委託
公募型企画プロポーザル実施要領**

1 事業の目的

県北管内で活動している地域おこし協力隊員と卒隊後も地域で活動している OB・OG、地域振興に資する活動をしている個人、団体等とのつながりをつくる交流会及び、協力隊員の活動報告や疑問等に答えるワークショップを開催し、協力隊員活動の充実につなげるとともに、卒隊後の地域への定着を促進する。

2 事業内容

(1) 対象事業

ふくしま県北地域おこし協力隊交流等事業

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 委託業務期間

委託契約締結の日から令和7年3月31日までの期間

(4) 委託費の上限

1,037,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 プロポーザルに係る事項

(1) プロポーザル参加の条件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。

ア 本公告に示した業務に技術上類似する業務を実施した実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。

ウ 本要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

①役員等(提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店もしくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴

力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

②暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

③役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

④役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

⑤役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

カ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

キ 県税の滞納がないこと。

ク 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

ケ 当該事業は、令和6年2月福島県議会において当初予算として審議され、県議会の議決を得られない場合は事業を実施しないことを了承していること。

（2）実施要領等の入手方法

実施要領及び企画提案書様式等については、福島県県北地方振興局のホームページからダウンロードして入手すること。

なお、福島県県北地方振興局の窓口又は郵送等での配布は行わない。

4 質問等の受付

質問については、以下により受け付ける。

なお、本企画プロポーザルについては、事業説明会は実施しない。

（1）受付期間

令和6年3月4日（月）17時まで（必着）

（2）提出方法

質問書（第1号様式）により、「10 問い合わせ先及び各種書類の提出先」まで電子メールにより提出すること。件名は「ふくしま県北地域おこし協力隊交流等事業に関する質問」とし、電話にて質問書を提出した旨連絡すること。

なお、電話による質問の受付は行わない。

（3）回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、福島県県北地方振興局のホームページに令和6年3月6日（水）までにその都度掲載する。

（個別の問合せに対する回答は行わない。）

5 参加表明書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、「ふくしま県北地域おこし協力隊交流等事業に関する参加表明書」（第2号様式）を「10 問合せ先及び各種書類の提出先」まで提出

すること。

なお、参加表明書の提出がない者の企画提案は受け付けない。

(1) 提出期限

令和6年3月13日（水）17時まで（必着）

(2) 提出方法

郵送、電子メール又は持参

※持参による提出の受付時間は、月曜日～金曜日（祝日を除く。）の9時から17時までとする。

(3) その他

参加表明書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

6 企画書等の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、「5 参加表明書」の提出を行った上で、企画提案書等を次の提出期限までに「10 問合せ先及び各種書類の提出先」まで提出すること。

(1) 提出期限

令和6年3月18日（月）17時まで（必着）

(2) 提出方法

郵送又は持参

※持参による提出の受付時間は、月曜日～金曜日（祝日を除く。）の9時から17時までとする。

(3) 提出書類

別紙1「企画提案書作成要領」で定める書類及び部数を提出すること。

(4) 企画提案書の作成に係る留意事項

ア プロポーザル参加者がグループで申し込む場合は、グループを構成する団体が業務の実施上果たす役割をそれぞれ明らかにすること。

イ 提出書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

ウ 提案の実現可能性を検討するために、必要に応じてプロポーザル参加者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあるので留意すること。

7 企画提案書等の提出に係る留意事項

(1) 企画提案書の失格

次の各号のいずれかの事項に該当する企画提案書は失格とする。

ア 本要領で示す条件に違反した企画提案書

イ 虚偽の内容が記載されている企画提案書

ウ プロポーザル審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めたものが提出した企画提案書

(2) 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出を行うことはできないものとする。

(3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とする。

(5) その他

- ・企画提案書を提出した後に提案を差し替え又は再提出することは認めない。
- ・提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。
- ・提出された企画提案書等は、返却しない。
- ・提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となる。

8 プロポーザルの審査に関する事項

企画プロポーザルによる各社からの提案を受け、福島県はこれを総合的に評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定する。（審査基準は下記参照）

(1) 審査会（プレゼンテーション）

ア 開催日時（予定）

令和6年3月26日（火）※時間等詳細については、後日連絡する。

イ 形式

オンライン（ZOOM）

ウ 方法

- ・審査会への出席は2名以内とする。
- ・審査会においては、提出した企画提案書の説明及び審査委員からの質疑応答を行う。
- ・審査会におけるプレゼンテーションの時間は15分間以内とし、その後の質疑応答を10分間以内で実施する。
- ・説明に際して用いることができる資料は、提出した企画提案書のみとする。説明のために資料を追加して提出することはできないものとする。

(2) 審査基準及び評価基準

別紙2「ふくしま県北地域おこし協力隊交流等事業業務委託公募型プロポーザルにおける審査基準と評価基準」を参照のこと。

(3) 委託契約候補者の決定

審査委員は、審査基準の項目ごとに評価基準により評価点を付ける。各審査委員の評価点数の合計得点が最も高く、かつ、最低基準を満たしている者を委託契約候補者（単独随意契約予定者）とし、それに次ぐ得点の者を次点者として決定する。

ただし、評価配点の上限（100点）に審査委員数を乗じた評価配点合計の60%以上の合計点を得ていることを最低基準とする。（100点×4人×60%=240点）

なお、得点の最も高い者が2者以上あるときは、審査委員会において再協議し、委託契約候補者及び次点者を決定する。

(4) 結果の通知等

ア 審査結果

プロポーザル参加者全員に通知する。

イ 審査結果に関する説明請求

選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して7日（土曜日及び日曜日を除く）以内に、書面により選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

また、その回答は、書面が到達した日から起算して10日以内に行う。

なお、説明請求に対する回答の内容は「請求者及び最優秀者の企業名と審査時の総得点」とする。

(5) 契約の締結等

ア 仕様書の協議等

選定した業務委託予定者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結します。仕様書の内容は業務委託予定者が提案した内容を基本とするが、提案内容のとおりには反映されない場合もあるので留意すること。

イ 契約金額の決定

契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、改めて見積書を徴取し決定する。

なお、見積金額は上限価格を超えないものとする。

ウ その他

業務委託予定者と県との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議する。

なお、本事業は令和6年2月福島県議会において当初予算として審議され、県議会の議決を得られない場合は事業を実施しない。

9 主なスケジュール

項目	日程
公募開始	令和6年2月28日（水）
質問受付	令和6年3月4日（月）17時まで
質問回答	令和6年3月6日（水）までに随時
プロポーザル参加表明期間	令和6年3月13日（水）17時まで
企画提案書提出期間	令和6年3月18日（月）17時まで
プレゼンテーション審査の実施	令和6年3月26日（火）
審査結果通知	令和6年3月26日（火）頃
契約締結	令和6年4月1日以降（予定）

10 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県県北地方振興局企画商工部（担当：山中）

電話：024-521-2657

E-mail: kenpoku-chiiki@pref.fukushima.lg.jp